

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十四發行)

縣報

號外

明治卅八年十二月七日 和歌山縣

公文

○和歌山縣令第五十四號

ベスト豫防ノ爲メ健康診斷並死体檢案ヲ行フ

本令ニ服從セサルモノハ拾圓以下ノ罰金ニ處ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

明治三十八年十二月二十七日

和歌山縣知事

伯爵 清 榊 家 敷

縣報號外

明治三十八年十二月廿七日

第三種郵便物認可

○和歌山縣訓令第廿八號

郡	役所
警	察署
市	役所
町	役場

「ベスト」柄線防上必要ニ付當分ノ内左記病症ニ罹リ死亡セシ者アルトキハ埋火葬認許證ヲ付與セサル前警察官署又ハ巡查駐在所全派出所へ通報スヘシ通報ヲ受ケタル署所ニ於テハ急速死因其他ニ就キ精密調査ヲ遂ケ「ベスト」ニ疑ヘシキ者アルトキハ速ニ相當措置スルト同時ニ當廳へ急報スヘシ

明治三十八年十二月二十七日

和歌山縣知事

伯爵 清 榎 家 敦

- 一 淋巴腺炎 (各種ノ腺炎)
- 二 肺炎
- 三 各種マラリヤ熱
- 四 腦膜炎
- 五 腦卒中
- 六 流行性感冒 (インフルエンザ)
- 七 肋膜炎

縣報號外

明治三十八年十二月廿七日

第三種郵便物認可

二終

可應物便郵種三第日八月五年三十三治明

- 八 脚氣
- 九 瘧毒
- 十 盲腸炎
- 十一 急性腹膜炎
- 十二 フルンケル及カルブアンケル
- 十三 膿性筋炎
- 十四 急性氣管支炎
- 十五 丹毒
- 十六 皮下蜂窩織炎
- 十七 病名不詳ノモノ
- 十八 其他急病死者

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

明治三十八年十二月廿六日印刷
明治三十八年十二月廿七日發行

〔金澤代價〕

和歌山縣

和歌山市大橋町一丁目一番地
和歌山市久保町一丁目廿四番地
和歌山市大橋町一丁目一番地
和歌山市大橋町一丁目一番地